

白岡市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

別表第24号及び第25号関係
引用条項の改正に伴う所要の文言整理を行う。

3 施行期日

令和7年11月1日